

【白岡市災害時協力井戸 よくある質問集】

内容

Q 1	災害時協力井戸は、どのようなものですか？	2
Q 2	誰でも登録できますか？	2
Q 3	どんな井戸でも登録できますか？	2
Q 4	屋外にある井戸は、登録できますか？	2
Q 5	電動ポンプ等の設備は無く、手動ポンプですが、登録できますか？	3
Q 6	井戸があれば全て登録しなければならないのですか？	3
Q 7	登録するには、最初に何をすればよいのですか？	3
Q 8	申請から運用（登録）開始までの手順は、どうなっていますか？	3
Q 9	登録に際して、どのような現地調査を行うのですか？	3
Q 10	登録したら何かメリットはありますか？	4
Q 11	電動ポンプ汲み上げなので、停電時は使用できません。登録できますか？	4
Q 12	登録後、井戸水が出なくなった場合には、どうすればいいですか？	4
Q 13	水質検査をしていないので、水質が心配です。登録できますか？	4
Q 14	普段は飲用していないのですが、登録できますか？	4
Q 15	個人で行った水質検査の結果によっては、飲用してもよいのですか？	4
Q 16	水質検査は、毎年実施してもらえるのですか？	5
Q 17	別に詳しい水質検査を依頼したい場合は、どうすればよいのですか？	5
Q 18	井戸（設備等）が壊れています。登録に際して市で修理をしてもらえますか？	5
Q 19	登録後に井戸（設備等）が壊れました。市で修理をしてもらえますか？	5
Q 20	配水中に井戸（設備等）が壊れました。市で修理をしてもらえますか？	5
Q 21	登録すると何が公表されるのですか？	5
Q 22	氏名を公表されるのは、困るのですが	5
Q 23	いつ、どのように公表するのですか？	6
Q 24	登録されると井戸に看板等を貼るのですか？	6
Q 25	看板等を設置するのは、困るのですが？	6
Q 26	登録された井戸は、誰でも使えるのですか？	6
Q 27	どんな時に登録された井戸を使うことができるのですか？	6
Q 28	井戸水を提供する時の費用負担は、どうなりますか？	6
Q 29	実際に井戸水を提供する時は、どうするのですか？誰が提供するのですか？	6
Q 30	配水時に必要な器具や容器（給水袋、バケツ等）は、誰が準備するのですか？	7
Q 31	登録された後は、何かしなければなりませんか？	7
Q 32	ポンプの点検費用や電気代等は、市で負担してもらえますか？	7
Q 33	災害時に必ず使えるという保証はありませんが、登録できますか？	7
Q 34	飲用し、健康被害等が発生した場合、誰が責任を負うのですか？	8

Q 1 災害時協力井戸は、どのようなものですか？

A 1 東日本大震災等の過去の大災害において、水道の断水等が発生し、長時間にわたって水の確保が困難になるなど、不便な生活が続いている状況のなかで、善意で地域の住民に自らが所有する井戸の水を提供している方々が多く見られました。

そのような背景を踏まえ、本市においても、懸念されている茨城県南部地震や首都直下型地震などの大災害において、水の確保が困難になる可能性が考えられる。

このため、善意で井戸水を提供してくださる方に井戸を事前にご登録いただき、その場所等を市において広く周知し、災害発生時から復旧するまでの間に付近住民等が生活に必要な水を確保することを目的としています。

Q 2 誰でも登録できますか？

A 2 井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に登録していただくこととしています。

なお、登録いただく方は、個人のほか、自治会や事業者の法人等、形態を問わず可能としています。

Q 3 どんな井戸でも登録できますか？

A 3 「白岡市災害時協力井戸の登録に関する要綱」の第2条に定める次の5つの要件を全て満たしている井戸であれば登録が可能です。

なお、登録に際しては、所有者等の立会いのもと、事前に市職員が現場で調査を行い、要件等を確認させていただきます。

（登録要件）

- (1) 市内に所在するものであって、登録時、井戸として使用され、かつ、引き続き井戸としての使用が可能なものであること。
- (2) 災害時に地域住民等へ無償で井戸水の提供ができるよう、所有者等において継続的かつ適正に管理されていること。
- (3) 井戸水を汲み上げるための手動式又は電動式のポンプ等があること。
- (4) 洗濯、トイレ洗浄等の生活用水として使用できる水質であること。
- (5) 災害時には、市公式ホームページ、広報紙等に協力井戸に関する所在地を掲載することについて、所有者等の承諾が得られること。

Q 4 屋外にある井戸は、登録できますか？

A 4 登録できます。畑等、屋外にある井戸も登録可能です。

ただし、市職員が井戸の設置場所を確認する際、畑の付近に道がないなど井戸を容易に利用することができない場合は、お断りさせていただくことがあります。

Q 5 電動ポンプ等の設備は無く、手動ポンプですが、登録できますか？

A 5 登録できます。手動（手押し）式はもちろん、安全に取水できるものであれば可能です。

Q 6 井戸があれば全て登録しなければならないのですか？

A 6 必ずしもその必要はありません。

所有者等の善意により「災害時に地域住民等へ井戸水を提供いただくこと」や「井戸の所在地等を公表すること」等に同意をいただいた方に登録をお願いしています。

Q 7 登録するには、最初に何をすればよいのですか？

A 7 市に登録に関する申請書を提出していただきます。

登録に際しては、「白岡市災害時協力井戸登録申請書」に必要事項を記入していただき、安心安全課に提出してください。

Q 8 申請から運用（登録）開始までの手順は、どうなっていますか？

A 8 運用開始までの概要は、次のとおりです。

「登録申請書」の提出（所有者等から市に提出していただきます。）

↓

「現地調査」の実施（市職員が実施します。）

↓

「登録決定通知書」の発送（市から所有者等に登録決定通知書を送付します。）

↓

「標識の交付」及び「公表」（災害時には、標識を井戸所在地の道路に面する見やすい場所に設置していただきます。市公式ホームページ等に情報を掲載することについて承諾が得られている場合に公表します。）

↓

災害時協力井戸として登録・運用の開始

Q 9 登録に際して、どのような現地調査を行うのですか？

A 9 「取水の状況」等を確認・調査させていただきます。

所有者等のご都合がよい日時を選定し、市職員（2名以上）が申請いただいた井戸にお伺いします（その際には、立会いをお願いします。）。

現地で「取水の状況」、「水質の状況※」、「汲み上げ方式」、「安全の状況」、その他必要に応じた事項を確認・調査させていただきます。

また、登録後は台帳整備を行いますので、所有者等の了解を得た上で、井戸及び周辺の写真を撮らせていただきます。

※ 水質の状況とは、水質検査を行うものではなく、色や匂いなどに不都合がないことの確認を行うものです。

Q 10 登録したら何かメリットはありますか？

A 10 所有者等には、個人的なメリット等は、何もないかもしれません。しかし、善意により災害時に井戸水を提供していただくことで、災害時の「助け合いの精神」がより促進され、また、地域における「防災力の向上」が期待できるものと考えています。

Q 11 電動ポンプ汲み上げなので、停電時は使用できません。登録できますか？

A 11 登録できます。
電力が復旧し、井戸設備等が安全に使用できる場合にご協力いただきたいと思います（比較的、電力は早期に復旧されるため）。

Q 12 登録後、井戸水が出なくなった場合には、どうすればいいですか？

A 12 市に申し出ていただき、登録の解除をさせていただきます。
登録の解除に際しては、「白岡市災害時協力井戸登録解除申出書」を安心安全課に提出してください。提出後、市で登録の解除及び標識の回収を行います。

Q 13 水質検査をしていないので、水質が心配です。登録できますか？

A 13 登録できます。
現在の使用状況等を事前調査時に確認させていただきます。
水質等を理由に普段から飲用していない場合でも、色や濁度などが極端に悪くなければ、飲用以外（トイレ洗浄や清掃等）に使用することはできますので、登録は可能です。
また、登録後の公表は、「使用状況（飲用していない等）」も併せて公表します。

Q 14 普段は飲用していませんが、登録できますか？

A 14 登録できます。
A 13のとおりです。

Q 15 個人で行った水質検査の結果によっては、飲用してもよいのですか？

A 15 当市では、飲用水としての利用の可否について、水質検査等を実施しません。
飲用については、厚生労働省「飲用井戸等衛生対策要領」によると、井戸水の飲用としての給水開始前には、水道法の「水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）」で定める全項目の水質検査を実施し、全ての基準に適合することが規定されています。

したがって、使用者の責任において飲用することを禁止まではしていませんが、飲用の基準となる水質検査等を管理していないため、市としては、飲用については、その責を一切負わないものとします。

Q16 水質検査は、毎年実施してもらえるのですか？

A16 災害時は、生活用水として利用することを想定しているため、市では水質検査を行いません。

Q17 別に詳しい水質検査を依頼したい場合は、どうすればよいのですか？

A17 民間の計量証明登録事業者等に依頼してください。

なお、市で検査機関等の斡旋はできませんので、予めご了承ください。

Q18 井戸（設備等）が壊れています。登録に際して市で修理をしてもらえますか？

A18 市では、修理しません。

本制度は、季節の状態で使用できる井戸を登録してもらうものです。

修理は、登録前も登録後においても、井戸の所有者等で行ってください。

Q19 登録後に井戸（設備等）が壊れました。市で修理をしてもらえますか？

A19 市では、修理しません。A18のとおりです。

Q20 配水中に井戸（設備等）が壊れました。市で修理をしてもらえますか？

A20 市では修理しません。

基本的にA18のとおりと考えますが、使用者の責によることが明らかな場合であれば、使用者で修理等をしていただくことが望ましいと考えます。

Q21 登録すると何が公表されるのですか？

A21 災害時に井戸を使用できるよう「白岡市災害時協力井戸登録申請書」で申請した項目のうち「井戸の所在地一覧」「井戸の種類」「使用状況」の3点を公表します。

Q22 氏名を公表されるのは、困るのですが

A22 公表する内容については、A21のとおりです。「所有者等の氏名」は公表しません。

なお、本制度の趣旨から、「災害時に広く地域住民等が使用できるように井戸の所在地等を公表することに同意いただいた方」のみの登録とさせていただいていますので、「井戸の所在地」等は公表します。

Q 23 いつ、どのように公表するのですか？

A 23 市公式ホームページ等で公表します。

Q 24 登録されると井戸に看板等を貼るのですか？

A 24 「白岡市災害時協力井戸指定標識」を掲げていただきます。

災害時協力井戸であることを明示するため、標識を当該井戸所在地の道路に面した見やすい場所に設置していただきます。

なお、標識の設置の仕方（常時設置又は災害時のみの設置）は、問いません。

Q 25 看板等を設置するのは、困るのですか？

A 25 制度の趣旨からご理解とご協力をお願いします。

本制度は、所有者等の善意と災害時の助け合いの精神を基本としているため、対象となる「井戸の所在地明示」という観点からご理解をお願いします。

Q 26 登録された井戸は、誰でも使えるのですか？

A 26 基本的に誰でも使用できます。

本制度は、所有者等の善意と災害時の助け合いの精神を基本としているため、市民であること等は問わず、生活用水に困っている方であれば、どなたでも使うことができます。

ただし、事業用等、営利目的での使用は除きます。

Q 27 どんな時に登録された井戸を使うことができるのですか？

A 27 災害の種類は問わず、「断水等が生じた場合」で「所有者等の判断によるもの」としています。地震や風水害をはじめとする災害等に際して、個々の災害時協力井戸の所有者等の判断により使用時期を決定していただき、提供していただくことになります。

なお、使用開始の際、市への連絡は不要です。

Q 28 井戸水を提供する時の費用負担は、どうなりますか？

A 28 所有者等で負担していただきます。

本制度は、所有者等の善意と災害時の助け合いの精神を基本としているため、井戸水の費用と（井戸水の）提供にかかる費用（電動ポンプの電気代等）については、所有者等に負担していただくことになります。

Q 29 実際に井戸水を提供する時は、どうするのですか？誰が提供するのですか？

A 29 所有者等の判断及び指定した方法で実施してください。

配水に際しては、できる限り公正・公平に行うよう配慮していただき、配水の時間帯、立会いの有無、配水量のルール等については、所有者等の判断により実施してください。

また、使用者は、所有者等の指示に従うものとして、使用者自らの責任において利用してください。

なお、配水に際して、市職員が立ち会うことはありません。

（利用条件の周知）

- (1) 協力井戸の利用は、登録者の承諾を得られた場合を除き、日中に限られること。
- (2) 協力井戸の利用は、登録者の協力によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (3) 登録者から協力井戸に関する管理運用上の指示を受けたときは、その指示に従うこと。
- (4) 協力井戸の井戸水は、飲用及び調理以外の生活用水として自らの責任において利用すること。
- (5) 協力井戸の利用により生じた事故、損害等について、市及び登録者は、賠償その他の責任を一切負わないこと。

Q 30 配水時に必要な器具や容器（給水袋、バケツ等）は、誰が準備するのですか？

A 30 使用者が準備してください。

配水に必要な器具や容器（バケツ、ポリ容器、袋等）は、使用者で準備していただき、配水を受けてください。

予め所有者等及び市で配水用の器具や容器を備えるものではありません。

Q 31 登録された後は、何かしなければなりませんか？

A 31 特に何もありません。

これまでと同様に普段から井戸を使用していただき、適正な維持管理に努めていただくようお願いします。

Q 32 ポンプの点検費用や電気代等は、市で負担してもらえますか？

A 32 市では、負担しません。

A 2 9と同様に、制度の趣旨からも修理を含め、ポンプ等の点検費用や電気代は、これまでと同様に所有者等で負担してください。

Q 33 災害時に必ず使えるという保証はありませんが、登録できますか？

A 33 登録できます。

特に地震等の発生後は、地震動による井戸枠の破損や地殻変動に伴う水脈の変化等が発生し、例えば、これまで澄んでいた水が濁ってしまったり、水がかれてしまったりすること考えられます。

本制度の趣旨は、登録していただいた井戸が「災害発生時に使用できる状況であれば、使用させていただく」というスタンスですので、登録に際して、予め井戸を補強する工事を実施することや予備のポンプを導入していただく等の災害対応等の準備をしていただく必要はありません。現在、取水できれば、そのままの状態で登録が可能です。

同時に、登録に伴い、災害時における取水を所有者等に保証していただくものではありません。

Q 34 飲用し、健康被害等が発生した場合、誰が責任を負うのですか？

A 34 飲用された方、個人の責任となります。

本制度の趣旨として、基本的に井戸水を飲用以外の生活用水（手洗い、洗濯、トイレ洗浄等）に使用することを想定しています。

市では、飲用水については、市販のペットボトル等を各家庭内で備蓄するように啓発しています。

しかし、災害の発生状況等により、飲用することを必ずしも禁止できるものではありませんが、飲用を想定した水質検査を行っていないことや、現在、飲用として使用している井戸であっても、災害時には水質等の変化により飲用ができなくなることも想定されますので、飲用については、使用される方の責任となります。